

神奈川県総合薬事保健センター会議室等利用規約

(目的)

第1条 本規約は、神奈川県総合薬事保健センター（以下「センター」という。）の多目的ホール及び会議室（以下「会議室等」という。）の利用について、その適正な管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用日及び利用時間)

第2条 1 2月28日から翌年1月4日までの年末年始、施設の点検・修理等の臨時休業日などセンターが休館とした日以外の午前9時から午後9時までとする。ただし、利用者から予め申し出があり、利用が承認された場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、非常災害その他の理由により必要があると認めた場合は、開館時間を変更することがある。

3 利用時間は、原則として準備または片付けの時間を含むこととする。また、会議室等を連日日中に使用される際の夜間における会場のレイアウト等を維持する必要がある場合も利用時間に含めることとする。

(利用の予約受付)

第3条 会議室等の利用予約は、利用日の1年前（休日の場合は翌営業日）より受付を開始することとする。ただし、会議室等の利用希望日が(公社)神奈川県薬剤師会の事業を目的とした行事と重複した場合は、(公社)神奈川県薬剤師会の行事を優先することとする。

2 予約受付は、平日午前9時から午後5時までとする。

(利用の承認)

第4条 会議室等の利用は、所定の神奈川県総合薬事保健センター会場利用申込書（様式1）により(公社)神奈川県薬剤師会長へ提出し承認を受けなければならない。

2 利用申込書は、利用日の1ヶ月前までに提出することとする。ただし、利用予約した時点から利用日までが1ヶ月を満たない場合においても承認することがある。

3 規定による利用申込があった場合において、その利用を承認するときは神奈川県総合薬事保健センター会場利用承認書（様式1と併用）により通知する。

(利用の制限)

第5条 次に掲げる利用申込みについては、利用を承認しない。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を著しく損ずるおそれがあると認められるもの
- (2) 施設及び付帯設備を著しく毀損するおそれがあると認められるもの
- (3) 保健衛生上著しく問題を生じるおそれがあると認められるもの
- (4) 集团的または常習的に暴力行為を行うおそれがあると認められるもの
- (5) 過去に社会的問題を起し起訴され現在も係争中の者や刑が確定した者による申込みと認められるもの
- (6) 利用の目的及び内容に違法性が認められるもの

2 次に掲げる利用申込みについては、利用を承認しないことがある。

- (1) (公社)神奈川県薬剤師会の設立目的に反するおそれがある、または事業運営に支障を来すおそれがあると認められるもの

- (2) 許可なく物品の販売、寄付の勧誘、宣伝行為、広告物の掲示若しくは印刷物の配布を行うおそれがあると認められるもの
- (3) 近隣住民に被害や迷惑を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 社会的に問題となっている団体等による利用であって社会的な混乱や非難のおそれがあると認められるもの
- (5) センターの管理上支障があると認められるもの
- (6) その他(公社)神奈川県薬剤師会長が不相当と認めるもの

(利用条件)

第6条 センターは、利用承認にあたって条件を付することができる。

(利用の取消)

第7条 利用承認後に、第5条に規定する制限若しくは第6条に規定する条件に違反することが判明したときは、利用を取り消すことができる。

- 2 災害その他の不可抗力によって、貸し出しが困難になったとき。
- 3 感染症対策等のため、行政機関から施設の使用中止の命令や催物の開催中止の勧告が出されたことにより、催物の開催が困難となったとき。
- 4 その他(公社)神奈川県薬剤師会長が特に必要と認めたとき

(使用料の徴収)

第8条 基本使用料、付帯設備使用料は別表1又は【別表2】に定める額とする。

- 2 前項の基本使用料、付帯設備使用料は前納とする。
- 3 センターの都合により会議室等を変更する場合は、利用者の不利益とならないよう配慮する。
- 4 利用者の都合により利用時間外を使用する場合は、【別表1】に定める時間外料金を徴収する。
- 5 土日祝日の会議室等の利用は、基本使用料の20%を加算して徴収する。
- 6 物品販売目的並びに入場料を徴収する場合は、基本使用料の20%を加算して徴収する。
- 7 前項第5及び第6の加算条件が重複した場合の加算料率は20%を上限とする。
- 8 利用者の都合により承認後に利用を取り消す場合は、【別表3】に定める取消料金を徴収する。
- 9 第7条第2項、第3項及び第4項の貸し出しが困難となった場合は、前納された基本使用料、付帯設備使用料は返金する。

(使用料の減免)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、基本使用料を減免することができる。ただし、第8条第5項から第7項の規定に該当する場合は、第8条第5項から第7項の規定を優先し基本使用料とし、百円未満切り捨てとする。

- (1) 催事を開催する団体に会員が含まれている場合は、30%減免
- (2) センターの入居団体が利用する場合は、30%減免
- (3) 神奈川県が主催する場合は、30%減免
- (4) (公社)神奈川県薬剤師会会員の紹介により利用する場合は、10%減免
- (5) 前各項のほか、所定の減免申請書(様式2)の提出により(公社)神奈川県薬剤師会長が認めた場合

2 前項の減免条件が重複した場合の減免料率は30%を上限とする。

(参考：減免と第8条第5項及び第6項、第7項の加算がある場合の基本使用料は、次のとおりとする。

$$\text{基本使用料} = \text{基本使用料} \times (100\% + \text{加算率}) \times (100\% - \text{減免率})$$

(入館の制限)

第10条 次の事項のいずれかに該当する者には入館を拒否することができる。

- (1) 伝染性の病気があると明らかに認められる者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(遵守事項)

第11条 センターの利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外に施設等を利用しないこと
- (2) 付帯設備をセンター外に持ち出さないこと
- (3) 許可なく壁、柱、窓、扉等に貼紙し、又はくぎ類を打たないこと
- (4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ちこまないこと
- (5) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしないこと
- (6) 収容定員をこえて入館しないこと
- (7) センター敷地内では喫煙しないこと
- (8) 許可なく寄付金の募集、物品の販売等を行わないこと
- (9) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (10) 関係職員の指示に従うこと

(免責)

第12条 センターは次の事項については、その責を負わないこととする。

- (1) 持ち込み品の盗難、毀損、紛失
- (2) 所持品等の盗難、毀損、紛失
- (3) 利用者の故意又は過失に起因する損害
- (4) 天変地変、交通機関の不可抗力に起因する災害による損害
- (5) 利用規約に違反して生じた損害

(損害賠償)

第13条 利用者の故意または過失により、会議室等の内外を問わずセンター所有の建物内の付帯設備、機器類または備品が汚損、毀損又は紛失した場合等のセンターが受ける損害については、利用者に賠償請求をすることがある。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は(公社)神奈川県薬剤師会長が定める。

2 本規約の改廃は、(公社)神奈川県薬剤師会理事会の議決による。

附 則

- 1 この規約は、平成21年10月29日から施行する。
- 2 平成24年4月1日一部改正実施する。ただし、料金改定の前までに申込まれた場合で利用規定の料金が安い場合はこれによる。
- 3 この規約は、平成25年4月1日から実施する。
- 4 平成26年4月1日の利用より一部改正を実施する。
- 5 平成26年11月1日の利用より一部改正を実施する。
- 6 平成30年11月8日の利用より一部改正を実施する。
- 7 令和元年8月1日一部改正。同年10月1日の利用より実施する。

【別表1】基本使用料

(単位：円 税率10% 税込)

施設名称	面積	収容人数	午前9時 ～12時	午後1時 ～5時	午後6時 ～9時	午前9時 ～午後5時	午前9時 ～午後9時	午後1時 ～9時	午前2時間	午後2時間	夜間2時間	時間料金 (1時間)
(平日)												
多目的 ホール	280 m ²	机249人 イス380人	29,800	42,200	39,600	72,200	111,800	81,800	19,900	21,100	26,400	13,100
301号室	54 m ²	24人	5,700	8,000	7,600	13,900	21,600	15,800	4,100	4,100	5,000	2,400
302号室	63 m ²	33人	6,600	9,500	8,900	16,200	25,100	18,400	4,500	4,700	6,000	3,000
303号室 304号室	134 m ²	72人	13,200	19,000	17,800	32,400	50,200	36,800	9,000	9,400	12,000	6,000
306号室	62 m ²	30人	6,600	9,500	8,900	16,200	25,100	18,400	4,500	4,700	6,000	3,000
307号室	62 m ²	30人	6,600	9,500	8,900	16,200	25,100	18,400	4,500	4,700	6,000	3,000
(土日祝日)												
多目的 ホール	280 m ²	机249人 イス380人	35,900	50,700	47,500	86,600	134,100	98,200	23,800	25,300	31,600	15,700
301号室	54 m ²	24人	6,900	9,800	9,200	16,700	25,900	18,900	4,500	4,900	5,900	2,900
302号室	63 m ²	33人	7,900	11,400	10,700	19,500	30,200	22,100	5,300	5,600	7,000	3,500
303号室 304号室	134 m ²	72人	15,800	22,800	21,400	39,000	60,400	44,200	10,600	11,200	14,000	7,000
306号室	62 m ²	30人	7,900	11,400	10,700	19,500	30,200	22,100	5,300	5,600	7,000	3,500
307号室	62 m ²	30人	7,900	11,400	10,700	19,500	30,200	22,100	5,300	5,600	7,000	3,500

【別表2】付帯設備使用料

(単位：円 税込)

名 称	単価
放送基本設備 (マイク：ホール3本、会議室 各2本)	3,300
マイク (追加 1本)	1,000
可動舞台一式 (ホール)	3,300
液晶プロジェクター4000m	3,300
多目的ホール用液晶プロジェクター	20,400
ロッカー (1ヶ月単位)	3,300
コピー (1枚)	10
FAX送受信 (1回)	100
※その他の付帯設備等は相談による。	

【別表3】取消料金

対象期間	料 率
30日前～8日前	20%
7日前～当日	100%